

特定非営利活動法人不惑俱楽部理事長 杉本 要二

特定非営利活動法人不惑俱楽部 定款施行細則

第1章 会員

(正会員としての入会の手続)

第1条 特定非営利活動法人不惑俱楽部(以下「不惑俱楽部」という。)に正会員として入会しようとする者は、別記様式1の入会申込書に必要な事項を記載し、これを理事会に提出するものとする。

2 前項に規定する者は、入会申込書の提出の際に、特定非営利活動法人不惑俱楽部定款(以下「定款」という。)第8条第1項に規定する入会金(1万5千円)を納めるものとする。

3 理事会は、第1項の入会申込書の提出があった場合には、定款第7条第1項各号に掲げる条件に適合するかどうかを検討し、定款第7条第3項又は第4項の規定による手続をとるものとする。この場合において、入会を認める者が関東地区在住でない場合にあっては地方会員と、数えの年齢で40歳未満である場合にあっては準会員として、それぞれ取り扱うことができるものとする。

4 理事会は、第1項に規定する者の入会を認めないとときは、その者に入会金を返還するものとする。

(特別会員又は賛助会員としての入会の手続)

第2条 不惑俱楽部に特別会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別記様式2の入会申込書に必要な事項を記載し、これを理事会に提出するものとする。

2 理事会は、前項の入会申込書の提出があった場合には、その者が不惑俱楽部の特別会員又は賛助会員として適当であるかどうかを検討するものとする。この場合において、入会を認めないとときは、定款第7条第4項の規定による手続をとるものとする。

(入会後の手続)

第3条 理事会は、入会を認められた正会員、賛助会員及び特別会員に対し、不惑俱楽部のネクタイ及びバッジを支給するものとする。この場合において、賛助会員及び特別会員からは、ネクタイ及びバッジの実費を徴収するものとする。

2 理事会は、入会を認められた正会員が不惑俱楽部の事業活動に参加した頻度その他の事情を勘案し、その者(準会員であるものを除く。)が不惑俱楽部の代表として中高年齢者によるラグビー試合の大会に参加することがふさわしいと認めるに至ったときは、その者に対し、不惑俱楽部の背番号を授与するものとする。

3 会員は、入会を認められた場合は、所定のジャージを準備するものとする。

(会費の納入手続)

第4条 正会員は、定款第8条第1項に規定する会費(1万5千円。ただし、地方会員である正会員については7千5百円、事業年度の後半に新たに入会を認められた正会員については当該事業年度に限り7千5百円)を毎事業年度の初め(新たに入会を認められた正会員については、入会を認められた時)に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず理事会が名誉会員(数えの年齢で80歳以上の正会員であって、不惑俱楽部の事業活動に著しい貢献を行ったものをいう。)であると認めた正会員は、会費を納入することを要しない。

3 賛助会員は、定款第8条第3項に規定する会費(1口7千5百円)を毎事業年度の初めに納入するものとする。

4 理事会は、正会員の住居の移転があったときは、その者について、地方会員としての取扱いを開始し、又は終了することができるものとする。この場合において、その者の会費の額は、住居の移転があった事業年度の翌事業年度から変更されるものとする。

(退会時の特則)

第5条 正会員は、定款第9条第3号又は第10条の規定による退会の際、希望すれば後日正会員としての活動再開の権利を留保することができる。

2 前項の規定により活動再開の権利を留保の上退会した者が不惑俱楽部に再度正会員として入会しようとす

る場合には、その旨を理事会に通知した上で、速やかに定款第8条第1項に規定する会費を納入するものとする。この場合において、第1条第2項の規定による入会金の納付は、免除される。

3 理事会は、第1項の規定により活動再開の権利を留保した者が退会後3年以上経過した場合には、その者の意思を確認した上で、その者の以降の権利留保を認めないこととすることができる。

第2章 執行役員

(執行役員)

第6条 不惑俱楽部に次の執行役員を置く。

- (1) 主 将 1名
- (2) 副 将 2名以上
- (3) 主 務 2名以上
- (4) その他の執行役員

2 執行役員の選任に当たっては、数えの40歳代、50歳代及び60歳以上の各世代から役員又は執行役員に選任される者の人数に大きな不均衡が生じないよう、配慮するものとする。

3 執行役員の選任については、定款第14条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

4 主将、副将及び主務は、理事を兼務することができる。

(職務)

第7条 主将は、不惑俱楽部の代表として中高年齢者によるラグビー試合に出場する正会員を選出する。

2 副将は、主将を補佐し、主将が不在のときは、主将があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 主務は、不惑俱楽部の事業活動の庶務的事項を主管する。

4 執行役員は、理事会の要請に応じ理事会に出席してその議事に参画する。

(任期等)

第8条 定款第16条から第18条までの規定は、執行役員について準用する。

第3章 会議

(通常総会の時期)

第9条 通常総会は、原則として、夏季合宿時に開催するものとする。

(委員会)

第10条 理事会は、委員会を置くことができる。

2 委員会は、理事会が指名した正会員をもって構成する。

3 委員会は、理事会から付託された案件について審議するため適宜の時期に開催するものとし、当該案件の審議が終了したときは、その結果を理事会に報告して解散するものとする。

第4章 会計

(参加費)

第11条 正会員は、中高年齢者によるラグビー試合に参加する都度、500円の参加費を不惑俱楽部に納入するものとする。

(基金)

第12条 不惑俱楽部は、将来の発展のため、原則として会費収入の一部（会費収入の4分の1を超えない範囲内で毎事業年度理事会が定める金額）を基金として積み立てるものとする。

第5章 雜則

(慶弔及び見舞い)

第13条 慶事については、その都度理事会で審議決定する。

2 会員の死亡については、生花又は花輪を贈る。

3 疾病又は傷害の見舞いについては、理事会で審議決定する。

(信義誠実の原則)

第14条 定款及びこの細則に関して疑義が生じた場合は、ラグビー精神にのっとり信義誠実を旨としてこれらの規定を解釈し、運用するものとする。

附則

- 1 この細則は、不惑俱楽部の成立の日から施行する。
- 2 不惑俱楽部の設立当初の執行役員は、第6条第3項において準用する定款第14条第1項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 不惑俱楽部の設立当初の執行役員の任期は、第8条において準用する定款第16条第1項の規定にかかわらず、不惑俱楽部の成立の日から平成13年6月30日までとする。

別表 設立当初の執行役員

主将	吉田 荘治
副将	伊藤 秀昭
副将	山本 良雄
主務	小池 信也(理事兼務)
主務	三浦 大和(理事兼務)
執行役員	大串 康夫
執行役員	菅野 豊
執行役員	浅野利三郎
執行役員	塩澤勝太郎
執行役員	日高 敏雄
執行役員	竹内 直人
執行役員	森山 和博

平成14年7月1日一部改正(第3条、第5条)

平成18年11月7日一部改正(第10条)

平成21年3月24日一部改正(第10条)

平成23年7月26日一部改正(第7条)

平成25年7月9日一部改正(第6条)

平成28年6月18日一部改正(第4条)、(第10条削除)

令和01年8月18日一部改正(第13条)